

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県八潮市八潮四丁目 2 1 番地 3

氏 名 株式会社 大場組
代表取締役 大場 智嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 2 8 年 7 月 2 5 日

許可の有効年月日 平成 3 3 年 5 月 3 1 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(*)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)、がれき類(*)

以上 7 種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(*)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)、がれき類(*)

以上 7 種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県八潮市大字木曾根字上 5 6 3 番 1、5 6 3 番 3、5 6 3 番 4、5 6 3 番 5、5 6 4 番 1

以上 5 筆（面積 1, 3 9 4. 3 7 m²）に限る。

保管施設の概要は 2、3 面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
昭和60年 3月 6日	指令環第1761号	新規許可
平成 3年 6月 1日	指令東環第371号	再許可
平成28年 6月 1日	指令越環第334号	更新許可
平成28年 7月25日	指令産廃第424-1号	変更許可（事業場の移転）
平成29年 2月23日	—	変更届（住所及び商号）

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ ・ 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
紙くず 以上 1 種類	7.4 m ²	2.2 m (屋内)	8.8 m ³ (1.1 m ³ フレコンバッグ×8個)
紙くず 以上 1 種類	10.0 m ²	1.5 m (屋内)	8.3 m ³ (8.3 m ³ コンテナ×1個)
木くず 以上 1 種類	19.8 m ²	2.5 m (屋内)	24.8 m ³
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上 1 種類	19.8 m ²	2.5 m (屋内)	24.8 m ³
廃プラスチック類 以上 1 種類	10.0 m ²	1.5 m (屋内)	8.3 m ³ (8.3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上 1 種類	7.9 m ²	2.2 m (屋内)	8.8 m ³ (1.1 m ³ フレコンバッグ×8個)
金属くず 以上 1 種類	19.8 m ²	2.5 m (屋内)	24.8 m ³
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。) 以上 1 種類	9.7 m ²	2.5 m (屋内)	12.1 m ³
がれき類 以上 1 種類	9.7 m ²	2.5 m (屋内)	12.1 m ³
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上 2 種類	48.8 m ²	2.0 m (屋内)	56.9 m ³
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上 3 種類	16.0 m ²	2.5 m (屋内)	19.9 m ³
木くず 以上 1 種類	16.0 m ²	2.5 m (屋内)	19.9 m ³



許可番号 01110016700

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず ・コンクリートくず（がれき類を除く。） 及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 、がれき類 以上 4 種類	14.2 m ²	2.5 m (屋内)	17.8 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維 くず 以上 4 種類	39.5 m ²	2.0 m (屋内)	46.1 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維 くず（いずれも廃畳に限る。） 以上 4 種類	20.0 m ²	2.5 m (屋内)	32.0 m ³
繊維くず（廃畳に限る。） 以上 1 種類	20.0 m ²	2.5 m (屋内)	32.0 m ³
繊維くず 以上 1 種類	20.0 m ²	1.1 m (屋内)	15.4 m ³ (1.1 m ³ フレコンバッグ×14個)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリ ートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器 くず、がれき類（いずれも石綿含有産業廃 棄物に限る。） 以上 3 種類	10.0 m ²	1.5 m (屋内)	8.3 m ³ (8.3 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） 以上 1 種類	10.0 m ²	1.5 m (屋内)	8.3 m ³ (8.3 m ³ コンテナ×1個)

(以下余白)